案件

こども計画の策定について

子ども未来部 子ども青少年政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、市町村は、国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

今般、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを内包する「(仮称)枚方市こども計画」の策定に取り組むものです。

2. 内容

(1) こども大綱について

こども基本法第9条に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国においてこれまで示されてきた3つの大綱を一元化したこども大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、市町村こども計画は本大綱を勘案して策定していくこととなります。

こども大綱

根拠:子ども基本法(R5年4月施行)。今後5年程度の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、

既存の3大綱(※)を一元化

※「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」

目的:全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針: こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

①こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る ②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく

③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消

⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現 ⑥施策の総合性の確保

重要事項:こども・若者のライフステージ別に記載、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項:こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進等

(2) こども基本法第10条に記載されている計画と本市の現行計画の関係

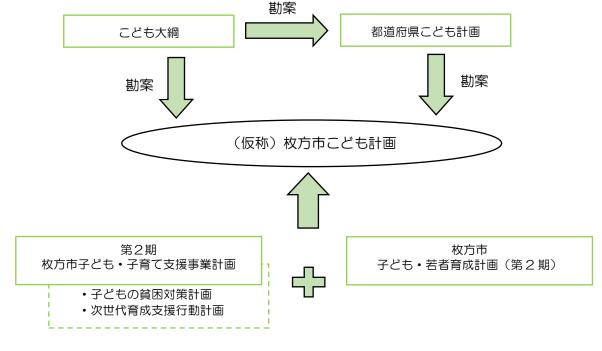
こども基本法第 10 条5項

市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定することができます。

- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ②子どもの貧困対策推進に関する法律第9条に規定する市町村計画
- ③その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
- (例) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

第2期枚方市子ども・子ども子育て支援事業計画・・上記の②、③を一体化した計画

枚方市子ども・若者育成計画(第2期)・・上記の①にあたる計画



(3)「(仮称)枚方市こども計画」の策定について

本市におけるこども計画は、子育て支援策の基幹計画である「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」と「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)」を一体化し、国が策定するこども大綱や大阪府が策定予定のこども計画の中で本市の実情に沿った内容などを勘案し、策定します。

また、計画策定に向けた基礎調査として、令和5年7月に大阪府と共同で「大阪府子どもの生活に関する実態調査」を、また、現在、本市単独で「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しています。

さらに、こども基本法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては、子ども・若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められていることから、上記の基礎調査の他に、子ども・若者からの意見聴取等を行う予定です。

なお、こども計画の策定については、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、計画の内容をご審議いただき、こども計画の策定内容に関連する他の審議会委員からもご意見をいただきながら、計画策定に取り組みます。

3. 実施時期(予定)

令和6年2月子育て支援に関するニーズ調査実施
教育子育て委員協議会に計画策定について報告3月枚方市子ども・子育て専門分科会に計画策定について諮問11月教育子育て委員協議会に計画(素案)について報告令和7年1月枚方市子ども・子育で専門分科会から答申2月教育子育で委員協議会に計画(最終案)について報告3月計画策定・公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

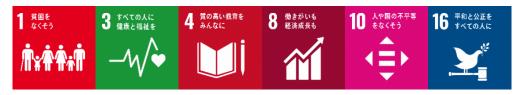
総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

SDGsとの関連



5. 関係法令・条例等

子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律 子ども・若者育成支援推進法、こども基本法、子どもを守る条例

6. 事業費・財源及びコスト

《令和5年度事業費》

ニーズ調査等にかかる委託料 6,750千円(債務負担: R5 4,500千円、R6 2,250千円) ※令和5年度9月補正予算計上済

≪令和6年度事業費≫

計画策定にかかるデータ分析等委託料など 6,119千円

※令和6年度当初予算計上予定